

# 電子契約の導入に関する 事業者向け説明会

令和5年6月23日

狛江市総務部総務課

# 電子契約の対象となる契約

---

電子契約の対象とする契約は、市が相手方と締結する契約のうち、**令和5年(2023年)7月以降に契約する案件**とします。

(工事請負契約、業務委託契約、物品購入契約など)

なお、**受注者は紙での契約または電子契約を選択**できます。

※法令等で書面での締結・交付が必要とされている場合など、従前どおり書面による契約となることがあります。

※対象となる案件は、競争時(特命随意契約は契約締結前)にご案内します。

# 電子契約の対象となる契約

対応内容	現状の対応	電子契約対象の有無
契約書	本市と受注者様双方で書面の契約書を2部取り交わす	有り
請書	受注者様から本市に書面で1部提出	有り(電子契約利用の場合は請書ではなく契約書として取り交わす)
契約変更	協議書と承諾書で書面で対応	無し
契約解除	協議書と承諾書で書面で対応	無し
再委託	申請書と承諾書で書面で対応	無し

# 電子契約の利用にあたって

---

電子契約の利用にあたっては、「電子契約利用承諾書」を提出していただく必要があります。

## ■「電子契約利用承諾書」への記載内容

- ①電子契約利用の希望の有無
- ②利用するメールアドレス(担当者と承認者2名分)
- ③事業者情報(住所・事業者名・代表者職名・代表者名)

※競争時(特命随意契約の場合は契約締結前)に個別にご案内するとともに、市HPに承諾書様式等を掲載する予定です。

# 電子契約締結のながれ

事業者様

- ・電子契約利用承諾書の提出

柏江市

- ・契約書の準備
- ・確認依頼メールの送信

事業者様

- ・契約内容の確認、同意

柏江市

- ・契約内容の確認、同意

完了

- ・契約書の保存

## 契約締結から契約書管理まで可能な クラウド型の電子契約サービス

契約交渉済の契約書をアップロードし、相手方が承認するだけで契約を結ぶことができます。書類の受信者はクラウドサインに登録する必要がありません。



# 狛江市からのお願い

---

電子契約を利用することにより、本市だけではなく契約相手方である事業者様の双方にとってメリットがあり、利便性向上に大きく貢献できるものと期待しています。

## 電子契約のメリット

- 業務効率化
- 印紙税や郵送料などの経費節減
- 書類紛失などのリスク回避

積極的な活用につきまして、ご検討いただきますようお願いいたします。